

第 4 回静岡県防災会議専門部会（南海トラフ地震防災対応）における意見とその対応

第 4 回専門部会での主な意見	対応案（検討の方向性）
1 事前避難に伴う課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水域内で、事前避難を要する脆弱性の高い地域を明確にすべきだが、<u>地域をどのように決めて明らかにするのか検討する必要がある</u>【日本放送協会静岡放送局】 	<ul style="list-style-type: none"> ・国ガイドラインに事前避難対象地域の設定方法が明示されており、これに加えて、本県では、防潮堤や津波避難タワー等の整備状況や地域特性等を考慮し、設定する必要がある ・今後、モデル地域における県民との意見交換で得られる知見や方向性等を踏まえ、県版ガイドラインに設定の考え方を整理する
2 学校、医療機関、社会福祉施設の事前防災対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校について、<u>児童生徒の通学区が広範であることや障害の多様性を考慮した防災対応を慎重に検討しなければならない</u>【県教育委員会】 ・災害時に要配慮者を受け入れるという福祉避難所の特性を鑑みれば、<u>社会福祉施設等が市町の福祉避難所の指定基準を満たすことができるよう行政が支援すべきである</u>【県社会福祉法人経営者協議会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校を含む学校の防災対応については、国ガイドラインや、県が昨年度整理した事前避難等に係る課題に基づき、教育委員会とともに課題の再整理を行っている ・再整理した課題は、学校安全総合支援事業やモデル地域を活用し、解決に向けて検討を行っていく ・社会福祉施設の福祉避難所の指定については、要配慮者の事前避難先の選定に資することから、今後、県担当部局及び市町と連携しながら検討を進める
<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者を移動するためには、複数の職員により人工呼吸器等の医療器具もあわせて搬送する必要があるため、<u>他の施設に事前避難することは極めて困難である</u>【県病院協会】 ・<u>医療機関等の対応については、特定の施設からの意見だけではなく、幅広い意見を参考にしながら定めるべきである</u>【県病院協会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、高齢者、障害者、こども等の各分野の関係者が参加する会議等に参加し、広範に御意見を伺う予定である⇒資料 2 - 2 ・今後、県健康福祉部と密に連携しながら、要配慮者分野の防災対応について丁寧に検討していく

3 適切な情報提供

・半割れケースでは、被災しなかった地域であっても、沿岸域には大津波警報の発令が予想されることから、新たな防災対応としての事前避難は大津波警報解除後に開始される。この前提を県民や企業等にわかりやすく丁寧に周知する必要がある【日本放送協会静岡放送局】

・半割れケースが発生した場合に想定される社会状況などを時系列で表現した資料を作成した⇒ **資料2-3**

・県としても、半割れケースで想定される社会状況等を県民や企業等にわかりやすく説明する必要があると考えており、上記資料等を用いて今後丁寧に周知していく

・県民に対して、新たな防災対応は、普段の防災対策の延長線上にあるという位置付けを明確にして周知しなければ、理解が広がらない【常葉大学大学院環境防災研究科重川委員】

・今後、県民向けのシンポジウムを開催する予定である。シンポジウムでは、「南海トラフ地震臨時情報」の内容や、必要となる防災対応に関する講演等を行い、県民への周知・啓発を図る

・この他にも、各地域局単位での講演会等開催も検討中である

・また、モデル地域のワークショップ形式の意見交換においても、正しく理解してもらうための勉強会をまず開催する

4 高知県、中部経済連合会での検討状況

・内閣府のモデル地区である高知県及び中部経済連合会の検討内容も本県の防災対応検討の参考になると考えるので、情報共有すべきである【中日本高速道路株式会社東京支社】

・高知県においても、住民との意見交換を実施しながら検討を進めていると聞いている

・中部経済連合会では、昨年度、中部地域の企業が参加する検討会を定期的に開催した。検討結果は、国ガイドライン「第3編 企業編」に反映されており、企業が、防災対応を検討するための手順や留意点等について明記されている